

○高知県職員倫理条例

(平成 11 年 12 月 27 日条例第 46 号)

すべて職員は、県民全体の奉仕者であって、その職務は県民から負託された公務であることを深く自覚し、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

また、職務の執行に当たっては、自らを厳しく律するとともに、常に研さんに励み、県民の負託にこたえるよう努めなければならない。

ここに、職員が職務の執行上保持しなければならない公務員倫理の大綱を定め、もって公務に対する県民の信頼を確保すべく、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する高知県職員をいう。
- (2) 任命権者 地方公務員法第 6 条に規定する任命権者(同条第 2 項の規定により権限を委任された者を含む。)をいう。
- (3) 管理職員 次に掲げる者をいう。

ア 教育長

イ 職員の給与に関する条例(昭和 29 年高知県条例第 34 号)第 9 条、公立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年高知県条例第 37 号)第 12 条、警察職員の給与に関する条例(昭和 29 年高知県条例第 15 号)第 9 条及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年高知県条例第 49 号)第 4 条に定める管理職手当の支給を受ける者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17(同法第 292 条において準用する場合を含む。))の規定により市町村等へ派遣されている者及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 152 条第 1 項に規定する法人等(これらの法人等に準ずるものとして任命権者が別に定める法人等を含む。)に派遣されている者のうち、任命権者がこれらの者に相当する者として別に定める者を含む。)

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 14 年高知県条例第 52 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき任期を定めて採用された者

エ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 14 年高知県条例第 53 号)第 3 条第 1 号の規定に基づき任期を定めて採用された者

- (4) 事業者等 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)

その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

- 2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第4号の事業者等とみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員が遵守すべき職務に係る倫理原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たること。
- (2) 常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(職員の倫理を監督する職員)

第4条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、任命権者のもとに職員の倫理を監督する職員(公安委員会にあっては、警察法(昭和29年法律第162号)第56条に規定する地方警務官)1人を置く。

- 2 職員の倫理を監督する職員は、職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、職員の職務に係る倫理の保持のため、必要に応じて体制の整備を行う。

(職員倫理規則)

第5条 知事は、第3条各号に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。この場合において、職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他県民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

- 2 知事は、職員倫理規則の制定又は改廃に際しては、第9条の規定により設置される高知県職員倫理審査会の意見を聴かななければならない。
- 3 任命権者は、職員倫理規則の趣旨を踏まえ、職員の職務に係る倫理に関する規程を定めることができる。

(贈与等の報告)

第6条 管理職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として職員倫理規則で定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき5,000円

を超える場合に限る。)は、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、職員倫理規則の定めるところにより任命権者に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所
- (4) 前3号に掲げるもののほか職員倫理規則で定める事項
(報告書の保存及び閲覧)

第7条 前条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した任命権者において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、任命権者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき2万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものとして任命権者が認める事項に係る部分については、この限りでない。

- (1) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (2) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

(任命権者の責務等)

第8条 任命権者は、職員の職務に係る行為が県民の疑惑や不信を招くことがないように、常に注意を喚起するとともに、職員に対する研修に努めなければならない。

2 任命権者は、この条例又はこの条例に基づく規則及び規程に違反することを理由として行った懲戒処分について、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要を公表することができる。

3 知事は、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について、任命権者からの報告に基づき、その概要を公表するものとする。

(高知県職員倫理審査会)

第9条 職員の職務に係る倫理の保持に資するため、高知県職員倫理審査会(以下この条において「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、この条例の実施に際し必要な範囲において、次の事務を行う。

- (1) 職員倫理規則の制定又は改廃に関して、知事に意見を述べること。
- (2) 任命権者から提出された贈与等報告書に関し、意見を述べること。
- (3) この条例の遵守のための体制整備に関し、任命権者に対し意見を述べること。
- (4) 任命権者に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の実施に関し必要な意見を述べること。

- 3 審査会は、委員 3 人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 第 2 項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

○高知県職員倫理規則

(平成 12 年 12 月 1 日規則第 219 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県職員倫理条例(平成 11 年高知県条例第 46 号。第 2 条第 3 号を除き、以下「条例」という。)第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定に基づき、職員(条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する職員をいう。以下同じ。)の職務に係る倫理の保持に関し、必要な事項を定めるものとする。

(倫理行動規準)

第 2 条 職員は、高知県職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第 1 号から第 3 号までに掲げる条例第 3 条の倫理原則とともに第 4 号及び第 5 号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たること。
- (2) 常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 常に自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第 3 条 この規則において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者又は任命権者(条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する任命権者をいう。以下同じ。)が特に利害関係があると認め規程(条例第 5 条第 3 項に規定する規程をいう。以下同じ。)で定める者をいう。ただし、第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に定める者にあつては、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者が規程で定める者及び外国の地方公共団体、外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者(当該外国の地方公共団体、外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。)を除く。

- (1) 許認可等(行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 2 条第 3 号に規定する許認可等及び高知県行政手続条例(平成 7 年高知県条例第 45 号。以下この項において「行政手続条例」という。)第 2 条第 4 号に規定する許認可等をいう。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等(条例第 2 条第 1 項第 4 号に規定する事業者等及び同条第 2 項の規定により

事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。)、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(条例第 2 条第 2 項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下この項において「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

- (2) 補助金等(補助金(高知県補助金交付規則(昭和 43 年高知県規則第 7 号)に規定する補助金をいう。)、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。以下この号において同じ。)を交付する事務 当該補助金等(県以外のもので相当の反対給付を受けないで交付するものであって、当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (3) 立入検査又は監査(法令(行政手続条例第 2 条第 1 号に規定する法令をいう。)の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
 - (4) 不利益処分(行政手続法第 2 条第 4 号に規定する不利益処分及び行政手続条例第 2 条第 5 号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
 - (5) 行政指導(行政手続法第 2 条第 6 号に規定する行政指導及び行政手続条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
 - (6) 前各号に掲げる事務のほか、執行機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 2 に規定する執行機関をいう。)が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務として任命権者が別に定めるもの 当該事業を行っている事業者等
 - (7) 地方自治法第 234 条第 1 項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して 3 年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。
- (禁止行為)

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 自己の費用を負担せずに利害関係者と共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から次に掲げるものの贈与を受けること。
 - ア 職員自らが主催する冠婚葬祭その他の社会慣習上行われる慶事又は弔事において受領する通常一般の社交の範囲内の祝儀、香典又は供花
 - イ 広く一般に配布するための宣伝用物品又は記念品
 - ウ 多数の者が出席する式典、総会その他の催し物(これに引き続き行われる懇談会を含む。)において贈呈される記念品
 - (2) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)
 - (4) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (5) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
 - (6) 多数の者が出席する式典、総会その他の催し物(これに引き続き行われる懇談会を含む。)において、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
- 3 第1項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受

けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

- 第 5 条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下この項において同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等を考慮の上、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第 1 項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。
- 2 職員は、ボランティア活動をはじめとする市民が参加する自由な社会貢献活動及び自治活動を行うに際して、それらの活動に参加している利害関係者との間においては、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第 1 項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。
- 3 職員は、前 2 項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、所属長(当該職員が所属長以上の者である場合にあっては、直属の上司をいう。第 8 条において同じ。)を通じて、条例第 4 条第 1 項に規定する職員の倫理を監督する職員(以下「倫理監督員」という。)に相談し、その指示に従うものとする。
- 4 職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 29 条第 2 項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下この項において同じ。)となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)における第 1 項の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職地方公務員等(地方公務員法第 29 条第 2 項に規定する特別職地方公務員等をいう。)としての身分」とする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

- 第 6 条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返して受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(講演等に関する規制)

- 第 7 条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(地方公務員法第 38 条第 1 項の許可又は教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 17 条第 1 項の承認を得てするものを除く。第 9 条第 1 項におい

て「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督員の承認を得なければならない。

(倫理監督員への相談)

第8条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、所属長を通じて倫理監督員に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第9条 条例第6条の職員倫理規則で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等であって職員が行うものであることが明らかにして行うものの報酬

2 条例第6条第4号の職員倫理規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 贈与等(条例第6条に規定する贈与等をいう。以下同じ。)の内容又は報酬(同条に規定する報酬をいう。以下同じ。)の内容
- (2) 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する機関との関係
- (3) 条例第6条第1号の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠
- (4) 供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が出席する式典、総会その他の催し物(これに引き続き行われる懇談会を含む。))の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)
- (5) 条例第2条第2項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)

(贈与等報告書の様式)

第10条 条例第6条の贈与等報告書(以下「贈与等報告書」という。)は、別記様式によるものとする。

(贈与等報告書の提出期限)

第11条 贈与等報告書の提出期限は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下この条において「四半期」という。)ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内とする。

(贈与等報告書の閲覧)

第 12 条 条例第 7 条第 2 項に規定する贈与等報告書の閲覧(以下この条において「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日以後することができる。

2 贈与等報告書の閲覧は、任命権者が指定する場所でしなければならない。

3 前 2 項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、任命権者が定めるものとする。

(贈与等報告書に関する審査会の意見聴取)

第 13 条 任命権者は、条例第 8 条第 3 項の規定に基づく知事への報告に当たっては、事前に条例第 9 条第 1 項に規定する高知県職員倫理審査会(以下「審査会」という。)に贈与等報告書(条例第 7 条第 2 項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。)を提出し、審査会の意見を聴くものとする。

(任命権者の責務)

第 14 条 任命権者は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、条例に定めるもののほか、次に掲げる責務を有する。

(1) 贈与等報告書の受理、審査及び保存、贈与等報告書の審査会への提出並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(2) 職員が条例又は条例に基づく規則(任命権者が定める規程を含む。以下同じ。)に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

(3) 職員が条例又は条例に基づく規則に違反する行為について倫理監督員その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

(倫理監督員の責務等)

第 15 条 倫理監督員は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 職員からの第 5 条第 3 項又は第 8 条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

(3) その属する任命権者を助け、職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(4) 条例又は条例に基づく規則に違反する行為があった場合にその旨をその属する任命権者に報告すること。

2 倫理監督員は、その指定する職員に、条例又はこの規則に定めるその職務の一部を行わせることができる。